

3 番 通告4番 3番議員、伊藤奈穂子です。

通告に従いまして、「障がい児者支援施策の充実について」質問いたします。

昨年4月、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境整備のため、子ども・子育て支援制度が施行されました。この新制度には障害児支援についても含まれており、今まで以上に配慮した施策が必要であると考えます。特に発達障害に関しては、早期発見と早期支援が重要であると考えます。また本年4月には、発達障害が国や自治体の支援対象に位置づけられた、発達障害者支援法が約10年ぶりに改正となり、発達障害のある人にそれぞれの特性に応じたきめ細やかな支援の充実が盛り込まれました。厚生労働省の資料には「発達障害は障害の困難さも目立ちますが、すぐれた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害であり、近年の調査では発達障害の特徴を持つ人はまれではなく、身近にいるということがわかってきており、早い時期から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすための療育等の必要な支援や環境の調整が行われることが大切である。」とありました。

平成24年に文部科学省によって実施された調査では、公立小中学校の通常学級において、知的発達におくれはないものの、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は約6.5%でした。仮に1クラス30人とすると、その中1人から2人はこうした児童・生徒が在籍している可能性があるということを示しております。本町において、乳幼児健診等で発達障害を持った児童を早期発見し、適切な指導を行っているということが認識はしております。しかし、支援を必要とする就学前の児童の受け入れ先であった足柄上郡訓練会ひまわりが、28年度末で閉所することが決定しており、その後の支援体制がどうなるのかという不安な声を聞いております。

そこで、1つ目といたしまして、訓練会ひまわりの閉所後の支援体制についてお伺いいたします。

次に発達障害を持つ児童・生徒によりよい支援を行うためにも、その母親や家族、兄弟への心のケアといった支援が重要になってくると考えますが、お考えをお伺いいたします。

3つ目といたしまして、就学してからの支援といたしまして、障害児放課後デイサービスについてお考えをお伺いいたします。

4つ目といたしまして、教育・就労において幼少期から成人まで、切れ目のない支援を行うための仕組みづくりについてお考えをお伺いいたします。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

議  
町

長 答弁願います。

長 通告4番 伊藤奈穂子君の「障がい児者支援施策の充実について」というようなことで、4つほど頂戴しているわけでございます。

2点目、議員のほうから発達障害児を持つというようなことで、今質問があったんですが、障害者全般についての対応というようなことで、お答えをさせていただきますことを、御理解をいただきたいと思っております。

本町では、1歳6カ月児健康診査及び3歳児健康診査において、明らかに発達障害が認められる子どもには、障害福祉サービス受給者証を使用しながら利用できる療育機関へつなげる施策を行っておるところでございます。また、明らかな発達障害が認められないものの、発達の支援を必要とする子どもにつきましては、1歳6カ月児及び3歳児健康診査後のフォロー教室や、親子相談事業等で支援を行いまして、さらにより支援を必要とする子どもさんにつきましては、平成28年度まで足柄上郡5町で実施しております、足柄上郡地域訓練会「ひまわり」につなげていく体制をとっておったものでございます。しかしながら、平成28年度末に足柄上郡地域訓練会「ひまわり」が閉所することになったわけございまして、平成29年度以降足柄上郡各町において、支援を必要とする子どもへの支援体制を構築するというようなことになりました。

これに対しまして本町では、平成29年度から子育て健康課において、既存のフォロー教室に加えまして、町内のお子さんを対象とした教室を新たに月6回開催する考えでございます。その支援体制は、訓練会「ひまわり」と同様とはいきませんが、現在の支援体制を維持できるように取り組んでまいりたいと、そんな考えで取り組んでおるところでございます。

そのほかに、平成27年12月に立ち上げました「子育て支援部会」において、関係機関との連携を深めるとともに、子どもへの支援、そしてその保護者への支援についても取り組んでいきたいという考えがございまして。

なお、近年の母子保健の現状といたしまして、医学の進歩により低出生体重児の出生の増加や複産数の増加、在胎週数35週未満の出生の増加があるわけございまして、発達障害のリスク要因を持つ子どもが多く出生される傾向にあります。これらにつきましても、従前より実施して

おります新生児訪問や相談事業等を通じ、子どもや保護者にアプローチを行い、障がいの早期発見、早期支援に努めてまいりたいと考えておるところでございます。年々、この障がいを持って生まれる可能性、また子どもさんが多くなっているというのも現在の状況にあるわけですが、これも社会の背景がどのように因果関係があるのかというようなこともあろうかと思いますが、こういう子どもさんがふえているということが、現在国もまた地方自治体においても大きな取り組みをしていくというようなところでございます。大変な問題じゃなかろうかなと考えるところでございます。

また介護福祉課においては、障がい児と療育担当者を対象として、神奈川県立総合療育相談センターの理学・言語療法士等の専門スタッフが地域に出向いて、相談助言、発達評価、リハビリなど療育支援を行う「巡回リハビリテーション事業」を引き続き活用するとともに、民間の児童発達支援事業所への通所による、障害福祉サービスの利用も視野に入れております。いずれにいたしましても子どもさんの特性や取り巻く家族の環境等、また家族によって異なるニーズに沿った事業展開ができるよう努めていかなければならない、そんな考えでおります。

2つ目の御質問でございますが、障害を持つ家族等の支援につきましては、現在、相談事業が主なものとなっており、保健、福祉、教育等、それぞれの関係する部署において、一次的にその役割を果たしておるところでございます。相談の内容により、それぞれに関係する専門機関へとつないでいく体制となっております。また、身体障害者や知的障害者の保護者の会に対し、活動助成等も行って支援をしておるところでございます。

今回の改正発達障害者支援法では、国や地方公共団体において、発達障害者及びその家族、その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ、総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携のもとに、必要な相談体制の整備を行うことが追加されたものでございまして、市町村においては児童に発達障害の疑いがある場合には、その保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めていくこととされました。

今後町において、関係する部署や専門機関との連携を図り、相談体制の整備を行うとともに、発達障害者の家族、その他関係者に対する支援策を検討していかなければならないと考えるところでございますが、まずは家族といえますか、保護者がその障がいを認めるか認めないかとい

うところが結構大きな問題であり、どうしてもお認めにならない保護者があると、そのお子さんがかえって気の毒な状況に陥ってしまうというようなことをごさいますて、何はともあれ家族が素直にこちらに向けてくださることが、その障がいを持つお子さんの将来に対しても、我々もいろんな支援ができることじゃなかろうかなと。この辺のところ、どうしても御家族にしてみますとなかなか認めにくい、認めていただけない、こんなことが我々の仕事の上での大きな課題じゃなかろうかなと考えるところでございます。

3点目の質問でございますが、放課後等デイサービスは就学中の障害児に対し、授業の終了後や休業日に児童発達支援センター、その他の通所施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うものであります。また、放課後等デイサービスの利用にあたっては、本人や保護者との面接を行い、心身の状況、おかれている環境を調査し、支援の利用に関する意向を聴取した上で、サービスの支給決定を行っております。現在、放課後等デイサービスを利用している障がい児は、本町において23人おられまして、いずれも近隣市町に所在する9カ所のサービス事業所に通所しております。このことから放課後等デイサービス事業については、現状において不足なく実施されておるものというような判断をしておるところでございます。

4点目の御質問でございますが、幼少期においては、先ほども申し上げましたように、新生児訪問や相談事業等を通じ、子どもや保護者にアプローチを行い、早期発見、早期支援に努めております。また、昨年の第4回定例会での議員からの御質問の回答と重複しますが、保健師による幼稚園巡回訪問事業を年2回、さらに教育委員会事業として、3歳児健診事後フォロー教室、幼稚園、保育園のスタッフが集まる連絡会議を年1回開催しております。さらには小学校入学に際し、就学時健康診断を実施し、対象児童の心身の健康状態を把握し、健康上問題のある場合は、適切な就学指導を行っております。また、医師、児童相談所担当職員、特別支援学校教育諸学校教員を初め、町内小中学校の教員、保健師などの関係者で組織する就学指導委員会を毎年開催し、就学する子どもさんの処遇検討や情報交換をする中で、必要とする支援がスムーズに行えるよう、連携を図っておるものでございます。

小中学校においては、障がいを有する児童に対して一人一人に対応した支援シートを作成し、そのシートによって子どもと保護者と所属機関の3者が共通認識を持ちまして、必要な支援を受けられるようにするもので、子どもさんの成長に応じて、次の進学先などの所属機関に引き継

がれるようにしておるものでございます。所属機関としては、小中学校のみならず高等学校、特別支援学校、専門学校及び大学校も対象とされ、進路先としては、生活介護や就労先機関、就労の継続機関などが当てはまるものでございます。いずれにいたしましても支援シートを活用することで、学齢前、学齢期及び進路先をつなぐことができ、療育や指導を引き継ぎながら一貫した支援を行うことができているものと考えております。

また、障害施策における就労支援につきましては、町では、障がいのある方の就職相談や就労に向けての準備支援、職場定着支援などを行う障害者就労・生活活動支援センター事業や、就労を希望する方に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている就労移行支援や、就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている就労継続支援として、障害福祉サービスの利用を展開しておるものでございます。加えて、国や県においてもハローワークなどにおける事業や、障害者職業能力開発校の運営など、さまざまな事業を行っているところでございます。今後も幼少期から成人まで、発達障害者の特性に応じ、切れ目のない支援が適切にできるよう、関係機関と連携して対応していきたいという考えでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

3 番 答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

まずひまわりが閉所後ということで、民間の発達支援センターや子育て健康課との連携ということで、フォロー教室を1カ月6回ということで、開催するという方向性であるということをお伺いいただき、今までひまわりが活動していた日数よりは、若干少ないのかなというふうには思われるんですけども、この6回というところでのフォロー教室というのは、主に保健師さんに対応というか支援をされているのか。それとももうちょっとグレードアップした、保健師さんだけではなくて専門職の作業療法士だったり、言語聴覚士さんだったりという専門の職の方も入ってのフォロー教室になるのかということをお伺いしたいと思います。

子育て健康課長 議員の御質問であります、その内容についてどのような教室をやるかという御質問でございますが、現在フォロー教室月に2回やっております。それプラス6回を開催するという事なので、その6回は療育的な教室になります。内容的にはそれに従事する者として保育士、また心理士、先ほど議員がおっしゃいました保健師。そのメンバーが入

りまして、なるべくひまわりで実施した訓練に近づけるように実施していきたいと考えております。

以上です。

- 3 番 今の御答弁、2回今までのフォロー教室プラス6回というところで、私は手厚く組んでいただいたのかなというふうに理解をいたしました。それでお子様に関してはそのような形で、今後も手厚いフォローをしていただけるというところなんですけれども、先ほどの答弁の中でもございました保護者の方に対する支援というか、心のケアというところが一番大切になってくるのではないかなというふうに、私もひしひしと感じているところでございます。

そこで保護者の方へ、御家族の方や特にお母様ですよ、母親の心と支援というところで、ペアレントトレーニングというものがあろうかと思えます。実はこれ大井町でも「怒らない教室」というのを、初めて平成27年度から開催しているというのは私は存じています。こちらとちょっとダブるところもあるかもしれないんですけど、この怒らない子育てっていうところが、本当に皆さん平たくして障がいの、障がいを持ってない方にも対象ということで広く広報というか、されているというのは理解しているんですけど、これをもうちょっと深く掘り下げたところで、ペアレントトレーニングというのも取り入れてみたらいいのかなというふうに思うんですが、まずその「怒らない子育て支援」という平成27年度に始まっている、1回終わっていると思いますので、今年度もそれ実施されるというふうに聞き及んでおりますが、その参加人数と効果についてお伺いしたいと思います。

子育て健康課長

「どならない教室」の参加人数ということで、2回開催いたしました。その1回に約7日間の日数が必要ということで、その中で参加した延べ人数としましては、3名の方が参加いたしました。広くその辺に関しましては、子育て支援センターや、そういったところの施設を通して、いろいろ御案内していますが、引き続き、その参加につきましては求めていきたいと考えています。

以上です。

- 3 番 とてもいい講座だと、私は思っております。もちろん広く公募をするというのでも必要ですし、いろんなところからの御紹介でというところでの3名というところなんですけれども、本当に保護者の方に子育ての大変さというか、こういう多動というんですか、よく動きがあつて、とても、とてもというか、子育てしづらいというお子様に対する対応というところでは、本当にきめ細やかな講座を行われているんだなというふう

に、私は認識をしておりますので、ぜひとも1歳児、発達障がいに関しては3歳以上、3歳から5歳、6歳ぐらいまでの子が対象になろうかなというふうにも思いますので、3歳児健診や、また幼稚園などの巡回訪問などのときに、ぜひともお声をかけていただいたほうがいいのかなというふうにも思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

子育て健康課長 ペアレントプログラムにつきまして、周知、参加を求めてもらいたいということですが、現在、このフォロー教室「にこにこの会」と「きらきらの会」、1歳6カ月と、あと3歳児のフォロー教室のことをそういうふうに称してやっておりますが、その場において、既に保護者への助言や、あと指導、また子育てのアドバイスを行っているところです。子育ての子どもの視点に立った育児の方法を学び、適切な対応を覚えていただくということは、本当に障がいにとって重要なことであると、有意義であると考えておりますが、しかし、それを全てが発達障がいがあるお子さんをもつ全ての保護者に、このペアレントプログラムが有効であるかわからない状況でありますので、それはお子さんそれぞれの支援を必要とする内容が異なりますので、費用対効果も含めて慎重にその辺は検討していきたいというふうに思っております。以上です。

3 番 今、発達障がいというふうには申し上げましたが、本当にただ子育てがしづらい、言うことを聞かないとかという場合もございますので、そのあたりは本当に慎重にやっていただければなというふうには思うんですけれども、先ほども親同士の、親の会というところに支援をされているというふうにおっしゃっていただいていたんですけれども、親同士の会というのは大事になるのかなというふうにも思いますので、この親同士、フォローアップ教室とかに来たときに、親同士が話し合いができるとか、交流が保てるような、そういう場面づくりというのはお考えになっていただけますでしょうか。

子育て健康課長 親同士の交流につきましては、今後、月6回この療育の教室を実施していきますので、必要であれば、そのようなことも検討していきたいと思っております。以上です。

3 番 ぜひとも、親同士なかなか話がしたくても、なかなかできないという現状もあるかと思っておりますので、ちょっと肩をとるか、背中を押していただくとありがたいかなというふうにも思います。そういう声も聞きますので、ひとりぼっちで何となく阻害されているんじゃないかな。私はここでひとりぼっちなのかなとか思っているような方がいられ、そういうことがないように切れ目のない御支援を、保護者の方の心のケアというのも必要ではないかなというふうにも思います。

もう一つ先ほど、支援シート、個別に支援シートを作成して、その子に合った療育や支援をしていくというふうに答弁していただきました。この支援シートなんですけれども、これは障がいの持ってる、持っていないということにもかかわらずだとは思いますが、どの子にも、その子に合った教育だったり、療育だったりというのはあると思うんです。支援シートというのは紙ベースになると思うんですが、紙ベース、書き込むようなものになると、私は認識をしているんですけれども、今、若いお母様方は先ほどもお話が幾つかありましたけれども、SNSを使ったり、情報はインターネットで入手したりということが多くあると思います。その中の一つの母子保健事業の一つとして、子育てアプリというのがあると思うんです。この紙ベースでやるバージョンと、SNSで情報的にとり入れられるアプリというものは、今、いろいろな自治体でもとり入れられていると思うんですけれども、子育ての日記、日記というか、自分が子育てをしている日記だったりとか、健診の日にちが入手できたりとか、そういうアプリなんかもいろんな自治体でやられて、導入されているというものを伺っております。なので、この紙ベースというのと、もう一つ、SNSというのの情報媒体というのもお考えになっていられるかどうかを、お伺いしたいと思います。

子育て健康課長 SNSを使った媒体による広報、周知等を含めるというような御提案でございますが、SNSを使った、そういった周知等も有効であるかと思えます。それだけではなく、現時点では広報等、またそのスマホを持ってない方に対しても、そのようなことで講座を開催だとか、そのようなことをやってございます。インターネット上、情報をすごい過多になって、本当に正しいことと間違った情報が錯乱している状況でございますので、あくまでもその辺は近隣の動向等を見ながら慎重に、また当然、予算が必要になりますので、慎重に検討していきたいと思っております。以上です。

3 番 わかりました。今、情報の社会ということで紙に書くというよりは、スマホとか、ネットとか打って日記みたいにして、自分の子育て日記というんですか、という形でやっていくほうが、子育ての手助けになるのかなというふうにも思いましたので、これは一つ、ほかの自治体でも何か所かやっておられるところがありましたものですから、そういうのも導入してはどうかというふうに、提案させていただきました。

それでは、次に、4番目の教育や就労において幼少期から成人まで切れ目のない支援を行うための仕組みづくりはというところで、先ほど切れ目のない支援をというふうに御答弁をいただきました。こちら支援、



就労というところで、一つ提案をしたいなというふうに思っているのですが、就労についてなんです、発達障がいというところは、子どもだけが発達障がいというふうに言われているというか、そういうふうと思われがちなんですけれども、今、子どもだけではなくて、成人してから、またはもう本当に30代、40代になって、仕事を、大学を知的にはおくれがない方が多いので、大学も卒業されて就職活動をしてという方も多くいられます。そういう方は就職活動にとっても困って、なかなかうまくコミュニケーションがとりづらくて、なかなかうまくいかないという、そういう現状もあると、ひきこもりになってしまうという現状もあるというのも事実です。ですので、そのあたりの子どものだけではなくて、大人、成人期も含めての就労支援というところはどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

介護福祉課長 町長の答弁にもございましたように、町においては、就労、成人の方の就労と生活支援センター事業ということで、2市8町において事業所のほうに委託契約を結んでいる事業がございます。その中で、障がいがある方の就職の相談であったりとか、就労に向けての相談支援、それから準備支援、それから就労されている方の定着支援、そういったことの相談を行っているというところでございます。以上です。

3 番 わかりました。とにかく発達障がいの方、またはそれに近いグレーゾーンの方というのは、本当にコミュニケーションがとりづらくて、本当に今まで生きてきた中で、何となく人と合わせづらいつつとか、何となくその場においていいのかなというふうに考える方がいられるのかと思うんですけれども、そういうことを、社会というか、こちら側が配慮をしてあげることによって、能力を発揮し、本当に素晴らしい仕事をされる方も多いというふうに聞いております。その発達障がいの中には、発達障害というふうにいわれる方の中には、社会の進歩に大きく貢献するすぐれた方もいられるということで、本当に有名な方もいられるということも周知されているところではあると思います。名前を挙げてしまうとあれなんですけれども、アインシュタインとか、エジソンなんかも発達障がいだったのではないかというふうにいわれております。ですので、本当に対応や支援によって、素晴らしい能力を発揮するという人材、本当に素晴らしい人材でありますので、そういういいところを伸ばしてあげよう環境づくりというのは、本当に必要なのではないかなというふうに思います。

そんな中で、ちょっと戻ってしまうんですけれども、教育に関してです。今度は教育に関してちょっと質問させていただきます。

教育に関しては、まず新しい改正の発達障がい者支援法には学校側が個別の教育支援計画とか指導計画を作成して、いじめ防止対策とか福祉機関との連携も推進するというふうに出ておりますが、このあたりはどのようにお考えになるか、お伺いしたいと思います。

教 育 長 たしか前回でしたか、の議会のほうでも御答弁させていただいたかと思えますけども、既に、学校ということの中では支援シート、そういったそれぞれの支援計画というものを作成する中で対応していくといったところでございます。

また、道徳教育等を含めて、いわゆる子どもたちの理解だとか、また認識というようなものも深めていくといったところでございます。いずれにいたしましても、特別支援教育を担って、先ほど議員おっしゃっており、6%といったところの中で、今まではいわゆる性格としてとらえていたような人も、実は発達障がいではないのかというような、そういう認識も深まってきているのが、実態かと思っております。そういったことを踏まえた中で教育に当たっているということでございます。以上です。

3 番 ぜひとも、この発達障がいといいましても、本当に身近にいる、ちょっと困った子どもという形の子も多いのかなというふうにも思います。そういう子どもたちが、子どもに限らずですけども、大人の方もいられるとは思いますが、そういう方たちが本当に子どもの児童のときから成人期、成人期を通して自立するために、就職も含めですけども、切れ目のない支援が大事になってくると思います。それぞれ一人一人が違う特性を、それぞれ一人一人が違う特性をもち、その違う特性をよく理解し、よいところを伸ばしていけば、必ずその場で必要な人材になっていくのではないかなというふうに思います。

そこで、この発達障がいというところは、こういう障がいというのはこういう、発達障がいというのはこういうものなんだよというような、皆様周りが理解をすることが、まず先決なのではないかなというふうにも思いますので、この発達障がいに関して、啓発をする、していくことも大事ではないかなというふうに思うのですが、啓発に関して取り組みをお伺いしたいと思います。

介 護 福 祉 課 長 この啓発ということにつきましては、なかなか一般的な広報に載せるとか、そういった形の中でのケースというのは、なかなか一概に難しいところもあると思うんです。そういった意味では、母子側が健診等を行った中で、そういったことの状況等のことを理解してもらうために、保護者に対して、そういったことを啓発していくという方向のほうで、今

までどおりやっていくものじゃないかなというふうに考えています。以上です。

- 3 番 本真に一人一人違ふ特性をもつておられる方が、この社会に必要とされる、そういう社会になつていってほしいなというふうな思ひで、私はいっぱいです。私の好きな言葉に桜梅桃李という言葉があるんです。これは説明すると、桜に梅に桃に、李と書くんですけど、桜は桜であるし、梅は梅であるし、桃は桃であるし、李は李であるという、本真に人それぞれ、その人それぞれのもつた特性を、いいところを伸ばしていくことによって、その人が輝いて生活していける、暮らしていけるという、そういう社会をつくり上げていくというところに、私も全力を注いでいきたいなというふうに思っていますので、いろんところで連携を、いろんない関も、機関や団体、または教育だったり、地域だったり、学校だったり、そういうところが全て連携をして、発達障がいだろうが、発達障がいじゃなかろうが、みんなが生き生きと輝いて暮らせる社会になつていきたいなというふうに、私が願ひを込めまして、質問を終わりにしたいと思ひます。

議 長 以上で、3番議員、伊藤奈穂子君の一般質問を終わります。